

滋 病 防 第 5 9 号
令和 2 年 (2020 年) 7 月 21 日

各関係機関の長 様
病害虫防除推進員 様

滋賀県病害虫防除所長

防除情報第 5 号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したので送付します。



令和 2 年度防除情報第 5 号

令和 2 年 (2020 年) 7 月 21 日
滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所

茶園におけるもち病と輪斑病に伴う新梢枯死症の多発に注意！

対象作物名 チヤ

対象病害虫 もち病と輪斑病（新梢枯死症）

7 月第 1 半旬から降水日数が多く推移しており、既に一部の茶園ではもち病と輪斑病の発生が確認されており、発生量は過去 10 年で最も多くなっています。新梢枯死症の原因となる病原菌は輪斑病菌であり、輪斑病が多発した茶園では新梢枯死症が発生しやすくなります。

もち病では感染から約 10 日、新梢枯死症では輪斑病菌感染から約 40 日で発症することから、発症が認められない茶園でも既に感染している可能性が高く、今後多発が予想されます。下記の注意事項に基づき、必要に応じて防除を実施してください。

防除上の注意事項

- (1) もち病は新芽に感染するため、新芽がまだ硬化しておらず、7 月第 1 半旬以降に防除を実施していない園では直ちに防除を実施してください。
- (2) 新梢枯死症は輪斑病菌が葉や茎の傷口から侵入して感染するため、7 月第 1 半旬以降に防除を実施していない輪斑病多発園では直ちに防除を実施してください。
- (3) オンリーワンフロアブル等の E B I 剤は、もち病と新梢枯死症に対して治療効果が認められています。ただし、発生した病斑は治療できないので注意してください。
- (4) ダコニール 1000、フロンサイド S C 等の予防剤の予防効果は 7 ~ 10 日程度であることから、散布から 10 日以上経過している園では追加防除を検討してください。
- (5) 耐性菌発現の恐れがあるため、同一グループ薬剤の連用は避けてください。

お問い合わせ先：
滋賀県農業技術振興センター
茶業指導所
TEL:0748-62-0276 FAX:0748-62-7095
Email:GC60@pref.shiga.lg.jp

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられます。

1. 販売に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ②販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。
 - また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩盗難防止対策をとってください。
- ⑪最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ②販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。
(種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある)
 - ・最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。
 - 農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥農作物等・人畜・水産動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦農作物等および土壤、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようになること。
- ⑧農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。